

家具転倒防止器具設置助成Q&A

(令和7年度)

◆ 申請に関するQ&A

No.	Question	Answer
1	申請ができる窓口は、どこですか。	<p>下記の申請区分により、申請窓口が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 65歳以上の方のみで構成される世帯② 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯③ 要介護3～5の方がいる世帯 <p>豊島区役所の5F 防災危機管理課の窓口</p> <p>➡①～③該当の方が申請可能です。</p> <p>高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)</p> <p>➡①か③該当の方が申請(書類受付のみ)可能です。</p> <p>東部・西部障害支援センター</p> <p>➡②該当の方のみ申請(書類受付のみ)が可能です。</p> <p>※書類に不備があった場合には、防災危機管理課より、直接、申請者ご本人にご連絡を差し上げる場合がありますので、ご了承ください。</p>

◆ 申請に関するQ&A

No.	Question	Answer
2	何度でも申請できますか。	世帯につき原則1回限りです。ただし、区内転居した場合のみ、その限りではありません。
3	引っ越してきた場合は、申請できますか。	転入届をご提出されていれば、申請できます。
4	引っ越す場合は、器具を返却する必要がありますか。	所有権は申請された方にありますので、返却する必要はありません。もし、部屋に残したい場合は、住居の大家や管理会社の方にご相談ください。
5	引っ越す予定なのですが、申請できますか。	申請可能です。ただし、申請日の時点で豊島区内に住所を有している必要があります。また、豊島区外に引っ越した後に、設置した場合の設置費用については、助成の対象外となりますので、ご了承ください。
6	申請書はどこでもらえますか。	申請窓口には申請書も置いてあります。また、申請書の書式は豊島区ホームページからダウンロードすることも可能です。
7	郵送でも申請できますか。	防災危機管理課の窓口でのみ郵送での申請が可能です。ただし、郵便記録が残るように、簡易書留または特定記録郵便で郵送してください。

◆ 申請に関するQ&A

No.	Question	Answer
8	以前、購入した器具の申請もできますか。	令和7年7月1日以降に購入した器具が対象となります。また、器具を購入した日、もしくは器具を設置した日から6ヶ月を超えてしまうと助成の対象外となりますので、ご注意ください。
9	助成金の交付決定通知書は、いつ頃届きますか。	申請書を受け取った日の翌月末日ごろに申請書に記載されたご住所に送付致します。ただし、書類に不備があった場合には、遅れる可能性がございますので、ご了承ください。
10	申請窓口に行けないので、代わりに親族に申請して欲しい。	代理人による申請が可能です。ただし、その場合は、必ず申請書の「代理人」欄の必要事項も記載してください。また、助成金が振り込まれる口座は申請者ご本人さまの口座となります。
11	支払金口座振替依頼書の名義人の欄が本人じゃなくても申請は可能ですか。	申請できません。助成金が振り込まれる口座は申請者ご本人さまの口座のみとなります。よって、名義人はご本人さまとなります。

◆ 書類に関するQ&A

No.	Question	Answer
12	支払金口座振替依頼書を忘れてしまった。	支払金口座振替依頼書をお渡し致しますので、その場で記載して頂くか、必要事項を記載の上、再度、申請書と一緒に持ってきて頂く必要があります。
13	領収書を忘れてしまった。	必ず申請書の裏面に領収書等の原本を貼り付けて頂く必要があります。ご準備の上、再度、ご提出ください。
14	身体障害者手帳や愛の手帳、介護保険被保険者証のコピーを忘れた。	こちらでコピーすることはできません。写しをご準備の上、再度、ご提出ください。
15	オンラインで購入したら領収書やレシートが発行されない。	領収書やレシートが発行されない場合は、購入画面のコピーなど、購入内容と実際に購入したことが分かる資料でも大丈夫です。
16	領収書の但し書きはどのように書いたら良いですか。	本体の購入については、「家具転倒防止器具等の購入代として」、設置費用については、「家具転倒防止器具等の設置費用として」、と記載してもらってください。

◆ お金に関するQ&A

No.	Question	Answer
17	助成金の対象となるものはどのような経費ですか。	家具転倒防止器具の購入代金だけでなく、設置に掛かる費用も助成の対象となります。
18	助成金の上限金額はいくらですか。	税込み1万5千円です。 1万5千円を超える購入をした場合でも、交付金額は1万5千円までとなります。
19	助成金の入金はいつ頃ですか。	お手元に交付決定通知書が届いてから、1ヶ月程度で入金致します。
20	身体障害者手帳や愛の手帳、介護保険被保険者証のコピー代については負担してもらえますか。	申請書類の作成や送付に掛かる費用については助成の対象外です。
21	助成金は1円単位で振り込まれますか。	助成金の額は、100円未満切捨てとなります。1円、10円単位で申請しても助成金額は100円単位となります。
22	お店のポイントや商品券で購入しても良いですか。	助成の対象外です。助成の対象となるのは、あくまでも申請者が実費負担した分となります。

◆ 販売・設置に関するQ&A

No.	Question	Answer
23	メルカリやオークションサイトで器具を購入してもよいか。	フリマサイトやオークションサイトなど、中古で購入した器具については助成の対象外となります。
24	器具を設置してほしい。	こちらで設置することはできません。設置費用も助成の対象となりますので、設置業者をご自身で探して頂き、直接、業者の方へご連絡ください。
25	販売してくれる業者を、紹介してほしい。	お近くのホームセンターや、大野リビック（03-3971-2485）などで購入が可能です。
26	設置してくれる業者を、紹介してほしい①	まず大前提として、L型金具など設置により部屋の壁に穴を開ける等、建物に手を加える場合は、事前に必ず建物の所有者または管理者の承諾を得てください。

◆ 家具転倒防止器具に関するQ&A

No.	Question	Answer
27	<p>設置してくれる業者を、紹介してほしい②</p>	<p>大野リビック（※設置器具の相談可、ただし設置のみは不可）、シルバー人材センター（03-3982-9533※依頼者が用意した器具の設置のみ行い、設置器具の相談・販売不可、ガラス飛散防止フィルムの取付け不可）などで設置可能です。上記どちらの業者も費用は概ね2ヶ所まで4,400円となりますが、ガラス飛散防止フィルムの取付け費用はそれぞれお問い合わせください。</p> <p>東京土建一般労働組合豊島支部（03-3986-2471※設置器具の相談可）設置費用は業者に直接お問合せください。</p> <p>いずれの業者も一度お電話ください。</p>
28	<p>家具転倒防止器具とは、どんな物ですか。</p>	<p>一例としては、ストッパー式、L型金具、ポール式（つっぱり棒式）、移動防止着脱式ベルト、開閉防止着脱式ベルト、キャスター下皿、ガラス飛散防止フィルムです。</p> <p>それ以外の器具については、家具転倒防止の効果認められると区長が判断するものが、助成の対象となりますので、豊島区役所の防災危機管理課までご相談ください。</p>